

調査

令和3年経済センサス - 活動調査を実施します

●問い合わせ 役場総合政策課 総合政策係 ☎096(293)3118

経済センサス・活動調査が令和3年6月1日を基準日として実施されます。この調査は、すべての事業所・企業を対象とした統計調査で、総務省や経済産業省が中心となって実施するものです。私たちの国の産業分野における事業所・企業の経済活動の状況を地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的としています。町内事業者の皆さんは、調査への回答をお願いします。

●**調査方法**
事業所・企業の規模に応じて、調査員による調査と国・県による調査に分けて行われます。

●**調査員調査**
単独事業所や単独企業は、令和3年5月中旬ごろから知事が任命する調査員が訪問して調査への回答を依頼します。

●**国・県による調査**
複数の事業所がある企業などは、郵送で調査票を配布します。

●**回答方法**
インターネットによる回答または紙の調査票に記入します。記入した調査票は、調査員が回収に行きます。

撤去補助

ブロック塀などの撤去費用を支援します

●申し込み・問い合わせ 役場都市計画課 建築係 ☎096(293)4011

町では地震発生時における人身事故の防止や避難経路の確保を目的として、危険なブロック塀などの撤去を実施する人に対して、その費用の一部を補助します。

●**申請受付期間**
5月12日(水)～12月10日(金)

●**対象となるブロック塀などの条件**
(次の項目全てに該当するもの)
・避難路に面したブロック塀など
・ブロック塀などが面する道路面からの高さが80cm以上のもの
・ブロック塀など自体の高さが60cm以上のもの
・点検表による確認で不適合があり、安全性が確保できないもの

●**事業の対象者**
避難路に面する危険なブロック塀などを所有する人
※所有者以外が申し込む場合は、所有者の同意書が必要です。

●**補助金額(上限20万円)**
1敷地あたり次のいずれか低い額
・ブロック塀など撤去工事に要する費用の2/3
・撤去するブロック塀などの長さに、12,000円/mを乗じて得た額
※既に工事が終了しているもの、既に倒れているブロック塀は、対象なりません。

※申請者の費用負担が発生します。他にも条件などがありますので都市計画課にご相談ください。

補助金

戸建木造住宅耐震改修等事業補助金

●申し込み・問い合わせ 役場都市計画課 建築係 ☎096(293)4011

町では熊本地震で被災した住宅の耐震改修や、耐震基準を満たさない住宅の耐震改修などを行う住宅の所有者にその費用の一部を補助します。

●**申請受付期間**
5月12日(水)日～9月30日(木)

●**対象建築物**
・戸建て木造住宅で、現に居住中であるもの
・現在住宅所有者が住んでいるもの
・在来軸組工法、枠組壁工法または伝統的工法(木造)で地上階数3階以下のもの
・熊本地震で被災したものまたは昭和56年5月31日以前に着工したものなど

●**対象事業・補助金額**

補助事業	補助率	補助上限額
耐震改修設計+耐震改修工事	80%	100万円
建替え設計+建替え工事	80%	100万円
耐震改修設計	2/3	20万円
耐震改修工事	1/2	60万円
シェルター工事	1/2	20万円

※申請者の費用負担が発生します。
※補助事業により要件が異なりますので詳しくはお問合せください。

工事補助

地盤改良工事費用の一部を補助します

●申し込み・問い合わせ 役場都市計画課 建築係 ☎096(293)4011

熊本地震で被災した住宅を解体し、同一敷地内に住宅を再建する際に、軟弱地盤と判定された場合の地盤改良工事費用の一部を補助します。

●**補助対象となる工事**
被災した住宅を解体し、同一敷地内にて住宅を再建する際の住宅建屋下の地盤改良工事
(例)柱状改良工事、表層改良工事、鋼管杭工法など

※地盤調査を実施し、地盤改良工事が必要と判定された敷地に限ります。
※既に地盤改良工事が済んでいる宅地も対象となります。

●**補助額**
地盤改良工事費用にかかった額が40万円未満の場合は1/2補助、それ以外は20万円

●**補助対象とならない土地**
・宅地復旧補助金の申請により、地盤改良工事の補助金を受けた宅地
・宅地耐震化推進事業および災害関連地域防災がけ崩れ対策事業などの公共事業が施工される宅地

●**募集期間**
5月12日(水)～12月17日(金)

医療

医療用かつら購入費を助成します

●申し込み・問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係 ☎096(294)1075

町では、がんを治療している人の就労や社会参加など生活の質の向上を図るために、医療用かつら購入費の一部を助成します。

●**助成対象**
①医療用かつらの購入日や申請時に町に住所がある人
②がんと診断され、その治療を行っている人
③治療に伴う脱毛により、就労や社会参加などに支障があり、医療用かつらが必要な人

●**内容**
対象者一人につき2万円または医療用かつら購入経費の2分の1の額の低い額を予算の範囲内で助成します。

●**申請方法**
医療用かつらを購入した日から1年以内に次の書類を添えて申請してください。
①脱毛の副作用があるがん治療を受けていることを証明する書類(治療説明書など)
②医療用かつらを購入したことを証明する領収書(本人の宛名と購入店舗名・印鑑があるもの、レシート不可)
③本人を確認する書類(代理申請の場合は代理人本人を確認する書類)

検診

歯周病検診を受けましょう

●申し込み・問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係 ☎096(294)1075

歯の定期検診は受けていますか。歯周病は、歯肉や歯を支えている骨などの組織におこる病気です、そのままにしておくと歯がぐらつき痛くてかめなくなり、歯が抜けてしまいます。町では、歯周病予防を目的に指定医療機関で歯周病検診を実施しています。対象者は、ぜひこの機会に歯周病検診を受け、口の中から健康づくりに取り組みましょう。

●**対象者**
今年度に満40歳・50歳・60歳・70歳になる人(4月末に個別に通知を送付しています)

※ただし、受診当日に住民票が犬津町にない人は対象になりません。

●**期限** 10月31日(日)

●**自己負担額** 1,000円

●**受診に必要なもの**
歯周病検診票(個別通知に同封)

※治療などが必要な場合は、保険証が必要になることがあります。

●**検診内容**
口の健康チェック、歯肉(歯ぐき)の検査、ブラッシング相談、結果説明など

●**指定医療機関**
個別通知や町ホームページに載せていますので確認いただくか、役場健康保険課健康推進係まで問い合わせください。